

議案第 4 5 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、同基準に基づき定めている本市の基準について、改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第30条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第31条 省略 第3節 小規模保育事業B型</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第33条～第44条 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第45条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第46条・第47条 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第48条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>以下省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第31条 省略 第3節 小規模保育事業B型</p> <p>(職員)</p> <p>第32条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第33条～第44条 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第45条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第46条・第47条 省略</p> <p>(職員)</p> <p>第48条 1・2 省略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>以下省略</p>